

# 保険

## 国保限度額認定証の更新と後期高齢被保険者証の郵送

町民保険課係 ☎282-1113

8月以降も入院中の人は限度額等認定証の更新を

国民健康保険加入者が入院した際に、高額療養費の自己負担限度額や食事代の計算に使用する「限度額等認定証」の有効期限が7月31日までとなっております。

そのため、8月以降も入院が見込まれる人は保険係窓口で「認定証」の更新申請の手続きを8月2日(月)8月31日(火)までの期間にお願いします。申請に必要なものは①認定証②保険証③印かん—です。なお、申請手続きは家族など代理人でも可能です。

### 入院時の自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者(※1)	150,000円(※2)	83,400円
住民税課税世帯	80,100円(※2)	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 同じ世帯の国保加入者ごとに所得額 - 33万円 > 600万円の世帯(未申告世帯含む)  
 ※2 医療費が一定額を超えた場合は限度額が変わります

### ▼70歳以上75歳未満の人

所得区分	通院(個人)	通院+入院(世帯)
現役並み所得者(※3)	44,400円	80,100円(※2)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ(※4)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(※5)	8,000円	15,000円

※3 国保加入者70~74歳の住民税課税所得145万円以上+収入合計が単身383万円以上、複数で520万円以上  
 ※4 世帯主+国保加入者=住民税非課税世帯(所得あり)  
 ※5 世帯主+国保加入者=住民税非課税世帯(所得なし)

### 入院時の一部負担金と食事代

区分	一部負担金の上限額	食事代
現役並み所得者	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 4回目から44,400円(※1)	260円
一般	44,400円	260円
低所得Ⅱ(※2)	24,600円	入院日数が90日まで210円 過去12か月の入院日数が91日以上の場合160円
低所得Ⅰ(※3)	15,000円	100円

※1 過去12か月間に4回以上の高額療養費の支給を受ける場合の4回目からの上限額  
 ※2 低所得Ⅱは、世帯全員が住民税非課税の人  
 ※3 低所得Ⅰは、世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の各所得が0円の人(年金収入のみは80万円以下)

75歳以上の保険証等は7月中旬に郵送します

食事代減額の更新申請は申請の手続きが不要です

75歳以上の人が使用している「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日です。新しい「保険証」(オレンジ色)は、7月中旬に郵送します。新しい「保険証」に記載してある一部負担金の割合は、平成22年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。ただし、保険料に未納がある人は「保険証」を郵送できませんので、納め忘れがないかを「確認」ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を所持している人は7月31日の有効期限が切れますが、8月1日から引き続き該当される人へは、新しい「認定証」(オレンジ色)を保険証と同封して郵送します。なお、所得に変更があった人は更新されませんので、改めて申請が必要になります。申請に必要なものは①後期高齢者医療被保険者証②印かん—です。

# 手当

## 8月1日から父子家庭も児童扶養手当が支給対象

福祉課児童福祉係 ☎282-11346

8月1日から、ひとり親家庭への生活安定と自立を支援するため父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。児童扶養手当を受給するためには認定請求の申請が必要です。町での申請受付は7月15日(水)からはじめています。

### ▼助成の対象者(申請者)

日本国内に住所があり、次の支給対象のいずれかに該当する児童を監護している父母、または父母に代わり養育している人が対象です。

### ▼支給対象の児童

- ①父母が婚姻を解消②母が死亡③母が一定の障がい④母の生死が不明⑤母が1年以上の遺棄⑥母が1年以上の拘禁⑦母が婚姻によらない懐胎

※支給要件に該当となるかの聞き取り調査を行います。申請手続きは申請者自身が児童福祉係窓口までお越しください。

※児童または父が遺族年金受給、児童福祉施設に入所の場合などは支給の対象となりません。

### 所得制限の限度額

扶養親族の数	本人		扶養義務者など(※)
	全額支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満
5人	209万円未満	382万円未満	426万円未満

※孤児の養育者、配偶者も含まれます。

### 児童扶養手当の支給額(月額)

児童数	手当	手当の一部
1人	41,720円	所得に応じて41,710円~9,850円
2人	46,720円	児童1人の子に5,000円加算
3人以上	3人目から児童1人増えるごとに3,000円加算	

申請手続きは11月30日(火)までにお願いします。

# 農業

## 農業用廃棄プラスチック収集を8月と11月に実施

経済振興課農林企画係 ☎282-11607

農業用廃棄プラスチックなどを収集しますので、次のことにご協力ください。

塩化ビニール、ポリオレフィン系、ポリエスチレンなどを材質別に分けてください。また、劣化したもの、焼けた部分は取り除いて、再生に向くものと同向かないものに選別し、梱包してください。

### ▼収集日

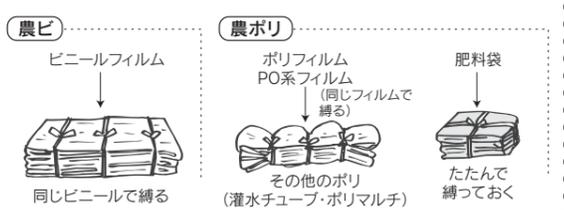
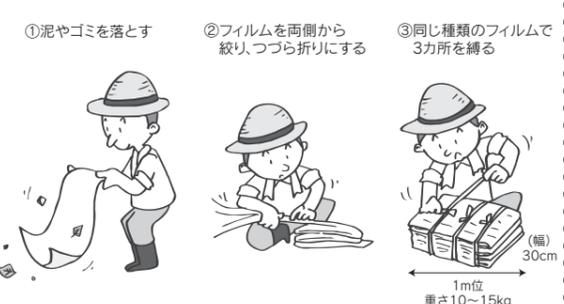
- ▽8月16日(月)・17日(火)
- 午前8時~午前11時
- ▽11月11日(水)・12日(金)
- 午後1時~午後3時

### ▼場所

上益城農協本所 (甲佐町カントリー横)

### フィルムの梱包方法

リサイクルが出来るように分別回収を徹底しましょう!



※処理費用は農家の皆さんの負担となります  
 ・農業用ポリフィルム 1キロあたり 7円  
 ・農業用ビニール 1キロあたり 0円